

敵」とはいささか趣を異にし、平沢薫や「中教審答申」(1971)にみられるように国家の側から捉えようとしたものである。『生涯スポーツ』は、こうした「生涯教育」の一環としての「生涯体育」に「楽しい体育」で味付けをし、今日的な表現にかえたものである。そこで、改めて「楽しい体育」のもつ意味とその背後にある思潮の検討が必要となる。

②『生涯スポーツ』の是非について

『生涯スポーツ』の主張と実践は、近年広がりを見せてきているかに見えるが、しかしその実態は、これまでの体育・スポーツ活動とそれほど変わってはいない。とはいえ、さらなる検討が必要である。

(3) スポーツ行政の民間委託化の実状

— 横浜市スポーツ振興事業団を中心に — 広畑 成志

1. 横浜市のスポーツ行政の基本理念

横浜市教育委員会体育課発刊『横浜のスポーツ』(1986年)によると、「スポーツは、本来、個人の自由な発意で自主的に行われるべきものであり」、「行政は、『スポーツをする環境づくり』としての施策の企画・調整及び施設整備を中心とした事務・事業を行い」とある。

この理念は、①スポーツを個人の「自助・自立」を原理としている点でも、②スポーツの条件整備を二次的な施策に位置づけている点でも、「憲法」、「社会教育法」、「スポーツ振興法」などの理念とは異質であり、スポーツ行政の「民間委託化」推進の原理となっている。

2. 「よこはま21世紀プラン」

現在の横浜市スポーツ行政の施策は、「よこはま21世紀プラン」実施計画にもとづいている。

同プランは、「21世紀を展望して、現在及び将来の横浜市民の安全で快適な生活を計画的に実現するために策定されたもので、政策の理念と枠組みを体系的に示したものである」。

その第3部第2章「健康な市民」第3節「スポーツ・レクリエーションの普及と振興」は、①スポーツ施設の整備、②レクリエーション施設の整備、③スポーツ・レクリエーション活動の普及、を柱にしている。

問題は、施設整備が「計画的整備」の枠のもとに、きわめてゆるやかなテンポでしかし進捗をみないものになっており、2000年の時点でも区スポーツセンター建設は14館程度のものである。

3. 横浜市スポーツ振興事業団の設立

1984年9月に、「財団法人横浜市スポーツ振興事業団」が設立された。

同事業団は、①横浜市から受託されたスポーツ・レクリエーション施設の管理・運営、②スポーツ教室の開催、③指導者の養成、④スポーツ情報の収集・提供等の事業を行うものである。

これは、スポーツ行政の実行部分の全面的な「民間委託」といえるものである。受託施設は区スポーツセンターの全館(現在4館)および横浜市所有の「自然の家」(2カ所)、「青少年野外活動センター」(3カ所)である。

「事業」団であることから、「使用料の徴収事務及び教室等の参加料の徴収」が運営の基本に置かれ、そのためにスポーツ教室の参加料は、受託外施設(学校開放施設など)で実施されるものに比較して相当高い金額になっている。

しかも、同法人の所轄部局は体育課の企画振興係となり、従来の社会体育係の枠組みからは離れたことによって、「スポーツ振興」と「社会体育振興」の実態的な区別がなされ、前者は「スポーツ事(営)業」の性格を強くしてきているといえる。

4. イベント・ホールの建設

横浜市は「国際都市」を標榜して、「新横浜イベントホール」の建設(新横浜駅前)に乗り出している。

これは第三セクター方式によるもので、1986年11月にその建設・運営にあたる新会社「横浜アリーナ」が発足している。この新会社は設立時の資本

金は四億円（麒麟ビール三億円、プリンスホテル一億円）で、横浜市が十億円の出資金を計上。事業費総額120億円（麒麟が100億円、プリンスと市が各10億円）にのぼる予定。

イベントホールは89年4月オープン（市制百周年）、ホールは多目的型で、国内で唯一、室内陸上競技100メートル直線コースがとれるもの（床面積4万平方メートル）。完成後は、横浜市が新会社に専用使用権を与え、同社が施設賃貸、イベント企画などを行う「横浜スタジアム方式」がとられる。

このイベントホール建設に関しては、①民間施設への公共財の投資の適正さの問題、②スポーツ振興策となじまない、③民間主導の管理・運営による不平等の拡大などが指摘されている。

3. 第3グループ（88.2.23）

教課審答申「教育課程の基準の改善について」の検討

藤田 和也

I. 答申の全体的特徴と問題点

1. 「臨教審」答申の忠実な具体化

今回の教課審答申（以下「答申」と書く）の基本的な特徴は、「臨教審」答申を教育課程の面で忠実に具体化したものということができる。それは、「答申」が掲げている次の4つの「教育課程の基準の改善のねらい」に端的に表明されている。

①豊かな心をもち、たくましく生きる人間の育成
②自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成

③国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視し、個性を生かす

④国際理解を深め、我が国文化と伝統を尊重する態度の育成

これらは（それぞれのねらいに付された解説も含めて）、いずれも「臨教審」で論議され、答申の中に盛り込まれていたものばかりである。

2. 道德教育の強化

二つめの特徴は、（これも「臨教審」答申を忠

実に受けて）道德教育を全般的に強化したことである。現行の体制（学校の全教育活動を通じて行う）を変えずに、内容の「再構成」と「重点化」によって「充実」を図るとしている。「主体性のある日本人の育成」や「道德的実践の指導」の強調、徳目臭い「内容の重点」説明などに彼らの力の入れ具合が感じられる。

3. 社会科の解体

小学校1、2学年の「生活科」新設（社会科と理科の廃止）、中学3年生の必修社会科の時間数の弾力化、及び高校社会科の解体（地歴科と公民科に分離）などは、第二次大戦後の日本の教育改革が生み出した成果である「社会科」の解体に具体的に着手したといえる。

4. 中学2年から「多様化」

現行の中学3年の選択教科をそのまま2年に下ろし、さらに選択教科に充てる授業時数を大幅に弾力化した。これによって、学校単位で中学2年で「コース」制の導入を可能にした。

5. 「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱の強要

中学校社会科で、「国旗及び国歌の意義について理解させ、それらを尊重する態度を育てる」とし、特別活動（儀式）において「日の丸」掲揚と「君が代」斉唱を明確にしている。

6. 特別活動を道德教育の手段に

特別活動における指導の重点が道德的涵養のみおかれ、自治的活動を育てる観点には全く触られていない。学校行事でも集団宿泊活動、奉仕活動、勤労生産活動などを通して、道德的実践力を養うことを強調している。

II. 体育、保健体育の「改善の基準」

1. 体育

体育では、「生涯体育・スポーツ」と「体力の向上」を重視し、小学校では「各種の運動の基礎的・基本的な能力を」、中学・高校では「生徒の能力・適性等に応じて」内容を改善するとしている。また、小・中・高を通じて「運動の特性」と「履修の弾力化」を強調している点が今回の特徴。目立った変化は、小学校では水泳を1学年早めて